平成２３年（フ）第１６９号
富山県南砺市下島４番地２、前住所大阪府寝屋川市高柳栄町５番５号
債務者　伊藤　　敦
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで　富山地方裁判所高岡支部

平成２３年（フ）第３１４号
長野県松本市寿台５丁目７番Ｃ―18号　県営住宅
債務者　丸橋　雄大
1　決定年月日時　平成24年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第６１号
静岡県下田市吉佐美889番地
債務者　進士千恵美（旧姓廣井）
1　決定年月日時　平成24年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで　静岡地方裁判所下田支部

平成２３年（フ）第６２号
静岡県下田市吉佐美889番地
債務者　進士　達雄
1　決定年月日時　平成24年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで　静岡地方裁判所下田支部

平成２３年（フ）第３１４１号
愛知県尾張旭市東山町２丁目12番地12　ブライトハイム１Ｄ号、住民票上の住所名古屋市熱田区伝馬３丁目２番５号　山文ビル404号
債務者　新井　　武
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５６７号
兵庫県朝来市生野町口銀谷2209番地１
債務者　谷藤久美子
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第７８号
福岡県八女市立花町上辺春994番地３
債務者　上野　行雄
1　決定年月日時　平成24年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで　福岡地方裁判所八女支部

平成２４年（フ）第２号
福岡県八女郡広川町大字吉常763番地
債務者　末安　綾香
1　決定年月日時　平成24年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで　福岡地方裁判所八女支部

平成２３年（フ）第９１８号
北九州市小倉南区沼本町１丁目４番11―204号
債務者　中野　りか
1　決定年月日時　平成24年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第９４１号
北九州市小倉北区三郎丸３丁目11番13―304号
債務者　寺岡　幸一
1　決定年月日時　平成24年１月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１０６２号
北九州市小倉北区中井５丁目12番７号　深美荘６号
債務者　谷口　静代
1　決定年月日時　平成24年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１０９０号
北九州市小倉北区井堀２丁目２番７―405号
債務者　山村　清美
1　決定年月日時　平成24年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１０９１号
北九州市小倉北区東篠崎１丁目17番４号
債務者　岩本　　登（旧姓杉田）
1　決定年月日時　平成24年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第９号
北九州市八幡西区下上津役２丁目14番24号
債務者　芳賀　榮子
1　決定年月日時　平成24年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第２６号
北九州市小倉北区朝日ケ丘２番３―303号
債務者　藤本千代美（旧姓限上）
1　決定年月日時　平成24年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第６１２号
鹿児島県鹿児島市新照院町25番２号　中俣ビル203号
債務者　樋口アヤ子
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第６２６号
鹿児島県鹿児島市荒田１丁目48番２号
債務者　北島　験一
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第６３１号
鹿児島県鹿児島市皷川町16番５号
債務者　平原　香織
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係